

第 3 回

東近江市・能登川町・蒲生町  
合 併 検 討 協 議 会

会 議 録

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会

## 会 議 録

会議の名称	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会		
開催日時	平成17年1月12日(水) 開会：午後2時00分 <span style="float: right;">閉会：16時18分</span>		
開催場所	五個荘町 てんびんの里文化学習センター		
議長氏名	中村功一		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	外池文次委員		
会 議 事 項	1 協議		会議結果
	協議第19号	生活環境関係事業について	原案可決
	協議第20号	健康福祉関係事業について	原案可決
	協議第21号	産業経済関係事業について	原案可決
	協議第22号	東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画(素案)について	原案承認
	2 提案		
	協議第23号	合併の期日について	提案説明
	協議第24号	上下水道関係事業について	提案説明
	協議第25号	都市建設関係事業について	提案説明
	協議第26号	教育関係事業について	提案説明
協議第27号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	提案説明	
協議第28号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	提案説明	
協議第29号	一般職の職員の身分の取扱いについて	提案説明	
協議第30号	特別職の身分の取扱いについて	提案説明	
会議の経過	別添のとおり		
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成17年 1月28日		署名委員	
		杉	山 忠 蔵 印
		上	川 裕 子 印

## 出席者名簿

協 議 会				幹 事 会 ・ 事 務 局			
役職	氏 名	職 名	出欠等	役職	氏 名	職 名	出欠等
会長	中 村 功 一	八日市市長		幹 事	奥 善 夫	八日市市助役	
副会長	宮 部 庄 七	湖東町長			武 田 善 勝	八日市市収入役	×
副会長	久 田 元一郎	永源寺町長			森 野 才 治	八日市市企画部長	
副会長	前 田 清 子	五個荘町長			池 田 晋	永源寺町助役	
副会長	植 田 茂太郎	愛東町長			白 木 駒 治	永源寺町収入役	
副会長	宇 賀 武	能登川町長			川 戸 善 男	永源寺町総務課長	
副会長	山 中 壽 勇	蒲生町長			持 田 長三郎	五個荘町助役	
委 員	志 井 弘	議会代表			北 川 純 一	五個荘町総務主監	
	高 村 与 吉	議会代表			藤 関 安 久	愛東町助役	
	高 橋 辰次郎	議会代表			鯨 江 茂 信	愛東町収入役	
	吉 澤 克 美	議会代表			吉 岡 登	愛東町合併推進室長	
	寺 村 茂 和	議会代表			野 村 新太郎	湖東町助役	
	杉 山 忠 蔵	議会代表			上 野 清 司	湖東町収入役	
	鈴 村 重 史	議会代表			高 野 治 幸	湖東町企画財政課長	
	山 本 清	議会代表			田井中 清 幸	能登川町助役	
	西 澤 英 治	議会代表			福 永 正 夫	能登川町収入役	
	植 田 勲	議会代表			居原田 善 嗣	能登川町総務部長	
	小 島 隆 司	議会代表			角 清 和	蒲生町助役	
	川 南 博 司	議会代表			加 藤 正 明	蒲生町収入役	
	外 池 文 次	議会代表	×		森 島 章	蒲生町企画課長	
	福 島 賢 治	議会代表		事 務 局	中 嶋 喜代志	事務局長	
	西 田 弘	学識経験者			青 木 幸 一	事務局次長	
	武 久 健 三	住民代表			北 村 定 男	事務局主幹	
	田 中 敏 彦	住民代表			今 堀 太 平	事務局主幹	
	飯 尾 文右衛門	住民代表			専 門 部 会 等	奥 田 敬一郎	健康福祉保険部会長
	疋 出 み 彖子	住民代表		山 田 重 三		産業経済部会長	
	足 立 進	住民代表		田 中 充		生活環境部会副部会長	
	三 輪 高 裕	住民代表		浅 野 清 市		生活環境部会下水道分科会長	
	上 川 裕 子	住民代表		出 席 × 欠席			
	清 水 雅 晴	住民代表					
	植 田 善 夫	住民代表					
	野 村 宗 一	住民代表					
	居原田 敏 子	住民代表					
	小 寺 孝 治	住民代表					
	田 邊 彌三雄	住民代表					
	中 島 ひとみ	住民代表					
	藤 野 正 善	住民代表					
	大 塚 ふ さ	住民代表					
	岡 崎 嘉 一	住民代表					
佐 川 昭 子	住民代表						
増 田 敏 之	住民代表						
安 田 辰 三	住民代表						

第3回 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会議録目次

項 目	会 議 事 件 名	頁 数
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	2
<b>【協議事項】</b>		
協議第19号	生活環境関係事業について	2～6
協議第20号	健康福祉関係事業について	6～11
協議第21号	産業経済関係事業について	11～15
協議第22号	東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画（素案） について	15～21
<b>【提案事項】</b>		
協議第23号	合併の期日について	21～22
協議第24号	上下水道関係事業について	22～25
協議第25号	都市建設関係事業について	25
協議第26号	教育関係事業について	25～28
協議第27号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	28～30
協議第28号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	30～31
協議第29号	一般職の職員の身分の取扱いについて	31～32
協議第30号	特別職の身分の取扱いについて	32
	その他	33
	副会長あいさつ	34
	閉会	34

## ( 会議経過 )

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会 (今堀太平)	<p>皆様、新年あけましておめでとうございます。</p> <p>本年も、当協議会に対しましてどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、新年何かとお忙しい中、また、悪天候にも関わらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会の前に、事務局から皆さまにいくつか連絡事項等を申し上げたいと存じます。</p> <p>まず、第1点目といたしまして、本日の協議会の日程につきまして確認をさせていただきますので、お手元の次第をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、次第第4番、協議事項でございますが、前回提案しております4件についてご協議をお願いします。</p> <p>次に、次第5番目、提案事項につきましては、合併の期日や議会議員の定数など、8件について説明をさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。</p> <p>第2点目は、本日の傍聴者の定員でございますが、40名となっております。傍聴者の皆さまには、受付でお渡しいたしております『傍聴のお願い』を遵守いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>第3点目、本日の欠席の連絡をいただいておりますのは、蒲生町の外池委員さんでございます。したがって、規約第10条の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>最後に、発言および携帯電話に関する留意事項につきましては、前回同様をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、第3回東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会を開会させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさつを申し上げます。</p>
会長 (中村功一 八日市市長)	<p>皆さん、新年明けましておめでとうございます。新年をご家族お揃いで元気でお迎えのこととお慶び申し上げます。</p> <p>昨年は、当協議会に対しまして格段のご尽力をいただきまして、心から厚く御礼申し上げる次第であります。同時に、本年もよろしくご厚誼をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日、第3回目となります合併検討協議会を開催いたしましたところ、委員の皆さまには新年何かとご多忙のところをご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>平成17年を迎えまして、全国で多くの市や町が誕生いたしております。県内におきましても、1月1日に「高島市」が発足いたしました。いよいよ1ヵ月後の2月1日には、「東近江市」が誕生すること</p>



<p>事務局長 (中嶋喜代志)</p>	<p>それでは、12月22日に提案させていただきました、協議第19号「生活環境関係事業について」の説明をさせていただきます。</p> <p>調整方針といたしましては、生活環境及び交通政策関係事業については、東近江市の制度及び方針に統一する。ただし、別に調整が必要な事項については、各項目で定めるとおりとするという調整方針でございます。</p> <p>1点目の生活環境事業では、環境基本条例、環境基本計画、新エネルギー施策を《環境政策》の中であげ、提案をさせていただいております。</p> <p>また、《ごみ処理、リサイクル推進》では、ごみ処理施設、ごみの収集回数、粗大ごみ回収等について提案をさせていただいております。有料ごみの回収、資源回収、リサイクル推進体制につきましても、東近江市の調整方針等で統一をさせていただくという提案でございます。</p> <p>2点目は交通政策事業でございますが、その中で 地方バス路線事業、コミュニティバス事業に分けて提案させていただいております。コミュニティバス事業の中では、能登川町、蒲生町につきましては、合併後2年以内にコミュニティバス事業として調整するという提案、そして、日野町の路線バス（桜川線）に対する負担につきましては、当分の間、現行のとおり支出するという提案でございます。</p> <p>以上が生活環境関係事業についての提案でございます。どうぞよろしく願いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明申し上げましたけれども、この議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p>
<p>小寺孝治委員 (能登川町)</p>	<p>能登川町の小寺と申します。よろしく申し上げます。今回、生活環境関係事業についてですが、ご提案させていただきたいと思っております。</p> <p>今回、東近江市発足後速やかに環境基本条例を制定されることとなりますが、能登川町と蒲生町さんが入らせていただくことにより、特に能登川町におきましては、琵琶湖に面しております。琵琶湖の湯水時や台風時など、あるいは観光レジャー客などの残したごみ・流木など、琵琶湖の一斉清掃や町独自の清掃活動を実施しております。</p> <p>私もそういった活動に参加しておりますが、何とかならないものかと常々思っている次第です。そこで、せっかく琵琶湖に面した新市となるのであれば、そういった活動なども条例の中に入らせていただければと思っております。</p> <p>以上、ご提案させていただきました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

<p>生活環境部会 副部長 (田中 充)</p> <p>議長</p>	<p>ただいまのご意見は当然のことだと思っておりますが、一定調整をしておりますので、事務局から説明いたします。</p> <p>生活環境部会の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの小寺委員さんのご提案でございますけれども、環境基本条例につきましては、市における良好な環境の保全と創出のための基本理念を定めた大綱を、市民の皆さんのご意見を聞きながら定めてまいりたいと思っております。</p> <p>良好な環境の確保と維持、それから自然環境の保全のための具体的な行動計画につきましても、基本理念に基づき、市民の皆さんのご意見を反映するとともに、今ご提案頂いた趣旨についても十分尊重した、実践力のある環境行動指針の策定に向けて邁進をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>それでよろしいですか。ほかにありませんか。</p>
<p>佐川昭子委員 (蒲生町)</p> <p>議長</p> <p>生活環境部会 副部長</p>	<p>蒲生町の佐川と申します。よろしくお願いいたします。2点ほど要望させていただきます。</p> <p>第1点目といたしましては、1の《ごみ処理、リサイクル推進》の項目についてでございますが、ごみ処理につきましては、「資源循環型社会の構築をめざし」とありますが、生ごみを含めた大量のごみを減らすことが、地球温暖化の防止でありますとか、ダイオキシンの発生を減らすことにつながると思います。こうした意味からも、生ごみ堆肥化処理を含めましたごみを出さない循環型社会と環境に配慮したまちづくりをめざして、今後より一層の高度な施策を展開、推進していただきますよう要望させていただきたいと思っております。</p> <p>2点目についてでございますが、3の資源回収、リサイクル推進体制の項目についてであります。特にアルミ缶・ペットボトルにつきましては、当町は、長峰団地という人口6,400人を有します大型新興団地がございます。4ヵ所のステーションで回収をしていますが、月2回の回収ではとても処理がきれないので、現在のところ週1回の回収となっております。</p> <p>合併後2年を目途に統一に向け調整するというふうになっておりますので、今後とも実情に即応しました収集体系のご検討をお願いしたいということをお願いさせていただきます。以上です。</p> <p>ありがとうございました。事務局から答弁いたします。</p> <p>佐川委員さんのご要望のありました第1点目でございますが、ごみ処理につきましては、調整方針にもございますように、これまでの地域の取り組みを生かしながら、市民・事業者・市の協働によりまして、</p>

	<p>積極的にごみの減量化・資源化を推進することとしております。特に、燃えるごみの約45%が水分ということから、その多くが生ごみに含まれており、生ごみの堆肥化は有効であると考えております。</p> <p>新市におきましては、この生ごみの堆肥化ということで、資源化が体感できることや、ごみとして出さないという意識づけの意味からも、各家庭における生ごみ処理機の購入に対する助成を行っていくこととしております。</p> <p>全市的な取り組みには、現状では安定した供給量というものと、それから需要先の確保、収集体制の確立、それと処理施設の設置など、さまざまな課題がございます。新市における検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>それから、2点目のご要望でございますが、資源回収システムにつきましては、当面は現行どおりとしまして、合併後2年以内を目途として調整を図ることとしております。ご要望の長峰団地におけるアルミ缶・ペットボトルの回収方法につきましては、住民の皆さんにとって支障とならないよう、蒲生町担当部局とも調整を図っていきたくと考えております。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。</p>
上川裕子委員 (愛東町)	<p>愛東の上川と申します。3の資源回収の一番右端にある説明ですけれども、「愛東町の資源回収は、7品目10種類を一定ルールに」と書いてありますが、7品目11種類ではないでしょうか。よろしく願いいたします。</p>
生活環境部会 副部長	<p>愛東町では、ここには「7品目10種類」とあげられておりますが、「7品目11種類」を集めております。まず、品目ですが、缶・ビン・ペットボトル・トレイ・紙パック・廃食油・乾電池の7品目、それから、缶につきましてはアルミ缶とスチール缶、ビンにつきましては無色・茶色・青色・黒色という4色を集めておりますので、ご指摘のとおり、7品目11種類となります。ご訂正をお願いいたします。</p>
議長	<p>訂正をお願いいたします。事務局の間違いでございます。7品目11種類、上川さん、それでよろしいですか。</p>
上川裕子委員	<p>無色というのは、白のビンのことですので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(なしの声あり)</p> <p>それでは、協議第19号「生活環境関係事業について」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員挙手をいただきました。したがって、協議第19号「生活環境関係事業について」は、原案どおり可決いたします。</p> <p>続きまして、協議第20号「健康福祉関係事業について」、提案内容について再度事務局から説明を申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、健康福祉関係事業につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>大きな調整方針といたしましては、高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、児童福祉、生活保護、国民健康保険、保健及び病院（診療所）については、東近江市の制度及び方針に統一するものでございます。ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で定めるとおりとするものでございます。</p> <p>この事業につきましてはたくさんございますので、まず、1番目の高齢者福祉は1から4までございますので、別に調整が必要な事項の各項目のところを説明させていただきたいと思っております。</p> <p>2から4でございますが、生活管理指導員派遣事業、寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業、介護用品の購入助成、敬老祝金、百歳祝金につきましては、合併時は現行のとおりとし、平成18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。</p> <p>2番目は介護保険事業でございます。5から始まります。5の介護保険の65歳以上の方の普通徴収の納期につきましては、平成18年度の保険料から納期を統一するものでございます。</p> <p>次に、6でございますが、低所得者対策事業のうち、東近江市と同様に、能登川町における社会福祉法人等による利用者の負担の減免につきましては、平成17年度をもって廃止するものでございます。ただし、17年度以前の利用者につきましては、経過措置を設けるものとするものでございます。</p> <p>介護保険認定審査会につきましては、東近江市と能登川町が認定審査会を共同して設置しておりますので、能登川町の共同設置につきましては廃止になるわけでございますが、蒲生町は近江八幡市・蒲生郡と認定審査会を共同設置されておられますので、そちらから脱退していただきまして、東近江市で統一して実施するものでございます。</p>

	<p>次に、介護保険運営協議会につきましては、合併に伴う運営委員の定数及び任期の取扱いについては、合併時まで調整させていただくというものでございます。</p> <p>3点目は障害者福祉でございます。7から9まで項目がございまして、まず、支援費制度事業、重度身体障害者日常生活用具給付事業、身体障害者補装具の交付及び修理、更生医療の給付、知的障害者日常生活用具給付事業、身体障害者デイサービス事業につきましては、合併時は現行のとおりといたしますが、18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。</p> <p>11に飛びますが、社会参加促進事業、12の重度障害者紙おむつ費用助成、13の心身障害者扶養共済制度掛金助成につきましては、平成18年度から東近江市の制度で実施させていただくものでございます。</p> <p>次に、14でございますが、児童福祉の中で地域行動計画の策定につきましては、合併時点は現行のとおりといたしますが、合併後速やかに見直すものでございます。学童の放課後対策でございますが、合併時は現行のとおりといたしまして、18年度から東近江市の制度で実施するものでございます。</p> <p>次に、15にあげております保育所でございますが、16と合わせまして、一般の保育料、一時保育の保育料につきましては、合併時は現行のとおりといたしまして、18年度から東近江市の保育料に統一するものでございます。</p> <p>次に、17の生活保護でございますが、生活保護につきましては、現在、両町とも東近江地域振興局で実施されておりますので、東近江市の福祉事務所において、国又は県等が定める制度に基づきまして実施するものでございます。</p> <p>18は国民健康保険事業でございますが、国民健康保険につきましては、両町は「税」で徴収をされておりますので、合併時は現行のとおりといたしますが、18年度から東近江市の制度の「保険料」として統一して実施するものでございます。</p> <p>19にあげておりますように、保険給付事業、人間ドック・脳ドック検診費助成、高額療養費貸付、出産資金の貸付につきましては、合併時は現行のとおりといたし、平成18年度から統一して実施するものでございます。</p> <p>次に、20には国民健康保険運営協議会の調整をさせていただいておりますが、運営協議会につきましては、合併時まで委員構成や定数等を調整させていただくものでございます。</p> <p>福祉医療費助成に入ります。福祉医療費助成につきましては、福祉医療費の助成・福祉施術費の助成の内、市（町）で単独事業として実施していただいておりますものにつきましては、対象者・給付基準等を見直したうえで、平成18年度から統一して実施する事業と、平成17</p>
--	--

<p>議長</p>	<p>年度をもって原則として廃止する事業に区分して調整させていただいております。</p> <p>以下、各項目について調整内容をあげておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、 25の保健衛生事業でございますが、母子及び成人の各種健診・健康相談・健康教育並びに予防接種につきましては、合併時は現行のとおりといたしますが、18年度から実施内容、方法等の統一を図り、各保健センターを拠点に実施するものでございます。</p> <p>最後のページの 29でございますが、病院（診療所）についての調整でございます。病院（診療所）につきましては、能登川町及び蒲生町が運営する病院・診療所については、現行のとおり東近江市に引き継ぐものでございます。また、地域の医療を維持するため、医療機関の連携や機能分担などを踏まえ、合併後の東近江市の医療体制について、早期に総合的な検討を行うものでございます。</p> <p>文書手数料につきましては、東近江市で定めていない手数料につきましては、合併時まで調整をするものでございます。</p> <p>以上、たくさん提案させていただいておりますが、健康福祉関係事業についての提案でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>協議第20号につきまして、事務局から説明を申し上げましたけれども、何かご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。</p>
<p>岡崎嘉一委員 (蒲生町)</p>	<p>蒲生町の岡崎です。 28の 結核予防事業の結核健康診断の実施についての項目について、教えていただきたいと思ひます。</p> <p>能登川町では16歳以上から、また蒲生町では18歳以上からが対象者になっております。今回、東近江市で40歳以上ということで、大きく変わっております。ただし、その下に書いてありますように、「法律改正の状況を考慮し、平成17年度から実施」という形になっております。申し訳ないのですけれど、この法律改正の内容を教えてくださいたいと思ひます。</p> <p>2点目ですが、東近江市で今回40歳以上ということを決められた経過について教えていただけませんか。以上です。</p>
<p>健康福祉保険 部会長 (奥田敬一郎)</p>	<p>健康福祉保健部会の奥田と申します。ただいまのご質問にお答えを申し上げます。</p> <p>結核予防法という法律がございまして、これに基づいて結核の予防対策を行っております。その中で、レントゲンの撮影なりBCG接種というようなことを、皆さん方がご存じのとおり行っているわけでございます。今のご質問につきましてはレントゲンに関する部分になりまして、改正前の結核予防法におきましては、結核予防法ができましたとき非常に結核が流行っていたということで、レントゲン撮影をす</p>

	<p>る年齢を16歳以上ということで定められておりました。</p> <p>ところが、時の経過とともに情勢が変わってまいりまして、結核の発生も非常に少なくなってきたというようなことでございますので、国におかれましてはいろいろなことを勘案されまして、結核予防法によるレントゲン検診をする年齢を65歳以上に改めるという法律が通りました。この法律が施行されますことによりまして、17年4月1日から、それに合わせてレントゲンの検診をするということになりました。</p> <p>したがって、このことについて、今回新たに能登川町さんと蒲生町さんが加わっていただきました中で検討させていただきました。その中で、国の法律では65歳以上でいいということでございますけれども、新たな東近江市としては、その年齢を40歳以上にしようとして調整をいたしました。</p> <p>と申しますのは、かねてから、市町によって違うのですが、16歳以上もしくは18歳以上ということでレントゲン検診を行っておりました。その中で、特に40歳以上ぐらいの方で、レントゲン検診を受けられた中で肺ガンが発見されることがたまたまございました。こうしたことから、レントゲン検診の年齢が65歳以上になりますと、そういう部分が抜けてしまうということから、改めて別に肺ガン検診をすればいいわけでございますけれども、そういたしますと人の特定というのが非常に難しくなっております。また、皆さん方が年齢的に統一して受けていただける40歳と言いますのは、他のガン検診等につきましても40歳というのを、発生率が高い年齢ということで、そこまで引き下げて、40歳からレントゲン撮影をしようということになりました。よろしくお願いたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>蒲生町の大塚と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>24、65～69歳老人の補助事業ですけれども、調整内容のところに、「65～69歳老人の町単独事業については、廃止する。ただし、蒲生町の合併前の対象者については、経過措置を設ける」とあるのですが、この「経過措置」を具体的に教えていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>お答えいたします。経過措置を設けるということにつきまして、経過がございますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	
岡崎嘉一委員	
議長	
大塚ふさ委員 (蒲生町)	
健康福祉保険 部会長	

	<p>東近江市1市4町合併の調整協議をいたします中で、65歳から69歳までの老人に係ります市なり町単独の事業を実施されていたのが、五個荘町さんでございました。ほかの1市3町は実施しておりませんでした。</p> <p>そういうような中で調整いたしました結果、この65～69歳老人に係る単独の福祉医療費助成については廃止をしようという調整をしたのでございますけれども、その時に五個荘町さんから、そのことを合併時に即やってもらったのでは、非常に制度が激変してなかなか実施が難しいというようなことで、何とか経過措置を設けてもらえないだろうかという要望がございまして、調整をいたしました結果、経過措置を設けました。</p> <p>こうしたことから、この経過措置を同様に蒲生町さんでもしていただくという意味で設けております。</p> <p>まず、経過措置の内容の1番目でございますが、合併してから経過措置を実施するのではなく、平成16年度から全事業の縮小・削減を図っていただくというのが1点目でございます。そして2点目は、経過措置の終了の年度でございますけれども、平成18年度とするということございまして、実質は平成19年1月に診療を受けられた分までを経過措置の対象とするということでございます。そして、3点目でございますけれども、平成16年度からは新たな認定は行わないこと、この3つのことを経過措置の条件として調整いたしました。</p> <p>したがって、現在、五個荘町さんではこの方針に従いまして経過措置を実施していただいている最中でございます。この中で、所得制限の見直しをするというような方式をとられまして、随時縮小の措置を講じられているということでございます。</p> <p>したがって、蒲生町さんにおかれましても、この方針により実施していただくということになります。平成17年度から経過措置を実施していただき、平成19年1月の診療分までで経過措置を終わっていただくことで、調整を終えております。よろしく願いいたします。</p> <p>よろしいですか。ほかにございせんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>それでは、お諮りいたします。協議第20号「健康福祉関係事業について」、原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
議長	
議長	

議長	<p>ありがとうございます。全員挙手をいただきました。したがって、協議第20号「健康福祉関係事業について」は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、協議第21号「産業経済関係事業について」でありますけれども、内容につきまして再度事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第21号「産業経済関係事業について」の調整方針を説明させていただきます。</p> <p>まず、大きい調整方針でございますが、農林水産および商工・観光・労政施策については、東近江市の制度及び方針に統一するものでございます。ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で定めるとおりとするものでございます。</p> <p>農林水産事業につきましては、農業基本計画・整備計画等につきまして、調整方針を例示させていただいております。</p> <p>2のところで、農村整備の項目の中で、農村振興総合整備事業の項目がございます。この事業につきましては、蒲生町では、事業採択をお受けになられまして事業を実施しておられますので、新市におきましても引き続き実施するものでございます。能登川町につきましては、現在、未整備の状況でございますので、東近江市の他の地域とともに、同町域の基本計画・実施計画を策定し、逐次事業を実施するものでございます。</p> <p>あとの項目につきましては、東近江市の欄に掲げているような調整方針で実施するものでございます。</p> <p>商工・観光・労政事業につきましても同様でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p>
福島賢治委員 (蒲生町)	<p>蒲生町の福島です。2、3質問なり要望をさせていただきます。</p> <p>まず、農業の認定農業者のところでございますけれども、私も少しではございますが、百姓に従事しております。そうした中で、地域の農業の問題について、後継者問題について、私は1つだけご注文なりご意見をお伺いしたいのです。</p> <p>何かと申しますと、この東近江市につきましても、農業は一大産業の1つだと私は強く認識しております。そうした中で、認定農業者の記載はありますけれども、認定農業者以外の具体的な後継者対策についてどのように考えておられるのか、ひとつお伺いしたい。</p> <p>また、次に集落営農組織について、その多くが補助金を活用した機械共同購入と共同利用を行うにとどまっております、いずれの営農組織においても若き後継者が育っておらないと、私は思っております。今後しばらくは退職された方たちで地域農業を担うことが続くと思われま</p>

<p>産業経済部会長 (山田重三)</p>	<p>すが、退職された人ばかりであったら、そう長くは続かないと思います。</p> <p>そこで、地域営農組織ならびに、今後、東近江で先ほども申し上げました一大産業であります農業を守るために、どのように後継者づくりを考えておられるのか。その点についてお尋ね方々要望もしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>産業経済部会を預かっております山田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>今、産業経済、とりわけ農政の中で後継者対策、また集落営農での取り組みについてご質問がございました。基本的な考え方につきましてお答えさせていただきます。</p> <p>今、委員さんもお承知のように、国におきましては平成14年12月に大きな改革大綱でございます「米政策改革大綱」が決定されまして、平成16年度から水田農業の構造改革がスタートいたしました。さらに、国の農政の今後の指針となります新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されまして、それに向かって日本農政が進んでいるところでございます。</p> <p>これらの計画に大きく示されておりますのは、今ご質問がございました担い手農家の育成であり、米づくりについては“売れる米づくり”を農家自らが取り組んでいくということで、農家に指針が与えられたところでございます。</p> <p>このような状況の中におきまして、滋賀県全部の市町でございますが、平成16年度に水田農業ビジョンを策定いたしまして、平成22年度を目標とした、いわゆる農家自らの新たな水田農業構造改革に現在取り組んでいるところでございます。</p> <p>とりわけ、地域農業の中心的な役割を担っていただきます担い手農家の育成というのは重要な課題でございます。水稲や園芸、畜産など専業農家としてがんばっておられる農家をはじめとする担い手に対し、新しい東近江市におきましても、農地の流動化や融資制度の活用など積極的に取り組み進んでいきたいと考えております。</p> <p>さらに、兼業農家が大半を占めます東近江市におきましては、地域ぐるみで土地利用を図りながら営農に取り組んでいる、いわゆる集落営農を担い手として位置づけ、今後、法人化に向けた指導というのが重要な課題であり、新たな取り組みとして考えております。</p> <p>こういった取り組みを進めるには、後継者対策というのは非常に重要な課題であり、今ほどご指摘がございました兼業農家の退職による就労のみならず、集落営農の充実を図るといふ国の施策に基づき、法人化の組織をつくりながら、経営基盤の確立をすることにより、新規就労者また新たな農業者の確保というものを図っていきたいというふうに考えております。</p>
-----------------------	---

	<p>このような方向の中では、女性の認定農業者の拡大というのは重要な課題であり、女性を担い手として積極的に位置づけることは今後ますます重要になってまいりますので、これらの環境整備を含め新市の大きな課題と考えております。</p> <p>なお、参考でございますが、16年度から始まりました新たな米政策改革で、各集落を単位とした集落営農による特定農業団体の設立が増加しております。地域によりましては、これらの法人化に向けて取り組んでおられ、法人化の中で新たな就労というものを考えていただいているところでございます。今後、東近江市のすばらしい農業を確立するためには、兼業農家も含めた集落営農組織の充実というのが一番大きな課題であり、そのような取り組みをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
福島賢治委員	<p>この農業後継者の問題は非常に難しい問題だと思います。</p> <p>皆さま方もご承知のとおり、どこの町へ行っても、集落へ行っても、最近、若い人が大学へ進学されるのが多いです。大学へ進学された場合に、この滋賀県内の大学に入学されればまだしもですけれども、最近はまだ滋賀県外に多くの方たちが入学され、そして卒業後、その地域にほとんどの方が就職されます。</p> <p>そうすると、現在、私は蒲生町石塔に住んでいるのですけれども、石塔でも空き家が出てくるのです。それで、現在私も百姓を少ししていたのですけれども、息子がしないし、私ももう歳になったので、やはり百姓を辞めざるを得ないというふうにして農協の方に出したわけでございます。これからはそうした方たちがどんどん増えてくると、私はそういうふうにいるのです。</p> <p>これはよく議会でも取り上げてお願いをしているのですけれども、工場とか住宅が建って田が潰されるのなら私も仕方がないと思うのですけれども、これからはどんどん、整備された3反区画の立派な田が草わらになる恐れも出てくるだろうと、私はそういうふうには推測しております。この問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、東近江市の一大産業であります農業を守るために真剣に取り組んでいただくよう要望して、終わりたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ほかに何かありませんか。</p>
安田辰三委員 (蒲生町)	<p>蒲生町の安田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>2の農村振興総合整備事業の調整方針についての考え方について少しお尋ね申し上げます。</p> <p>蒲生町におきましては、農村総合整備モデル事業が平成10年度で終了しておりますが、さらに農村集落整備を進めていくにあたり、平成13年度から農村振興総合整備事業の採択を受け、平成19年度を</p>

産業経済部会長	<p>完了目標にさまざまな事業に取り組み、住民が大きな期待をしているところであります。</p> <p>そこで、東近江市の現況及び方針に書かれている「東近江市においても当該事業を実施する。東近江市と地元負担金の割合は、2分の1ずつとする」と調整がなされております。1市2町の調整内容におきましては、蒲生町は事業を平成13年度から実施しており、新市において引き継ぐという調整内容で、私たちも安堵しているところでございます。地元負担金について、蒲生町では工種・事業内容により負担割合が若干違うところがありますが、新市になって地元負担割合は東近江市の調整方針に基づき2分の1で行われるものか、取扱いについてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの件につきましてお答えいたします。</p> <p>今ほどご質問がございましたように、農村総合整備モデル事業、いわゆる現在の農村振興総合整備事業でございますが、1市4町におきましても事業を実施しております。さらに、それに類似するような基盤整備事業につきましても、1市4町において取り組みを行っており、それらにつきましては、各市町におきまして負担割合、さらには地元の対応につきまして大きく違いがございました。</p> <p>これらにつきまして、1市4町の分科会また専門部会で議論させていただきまして、調整を行ってきたところでございます。</p> <p>そのような中において、最終的には、調整方針にございましたとおり、地元負担割合につきましては、市と地元が2分の1とするということで調整しました。</p> <p>町によりましてはご負担が軽くなる地元もございますし、逆にご負担が高くなるという町もございます。</p> <p>そのような中で、新しい市の中で同じような基盤事業ということで、とりわけ農業振興事業、モデル事業につきましても議論は出たわけですが、このように調整いたしました。現在、蒲生町さんで取り組んでおられますが、基本的な考え方としては、新市の基本方針でございます「地元と市で補助残の2分の1を負担する」という考え方でいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>それでは、協議第21号「産業経済関係事業について」をお諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>



<p>議長</p> <p>足立 進委員 (五個荘町)</p>	<p>また、同じページで蒲生町に係る表現の中で、「住民アンケートでは、回答した住民の約 8 割」と書いておりましたが、厳密に申し上げますと、「合併を進めると回答した住民の約 8 割が東近江市との合併を望み」という表現が正しいかと思しますので、右の表現に修正させていただきたいと考えております。</p> <p>また、事業の内容で 17 ページの『自然の水循環に配慮した上下水道充実』の項でございますけれども、水道施設の関係で、1 市 4 町のまちづくり計画と同じように整備を進める必要のある上水道施設の部分が欠落しておりましたので、これを追加させていただきたいと思っております。</p> <p>また、19 ページでございますが、「有技能者」の掘り起こし、医療関係者の表現でございますけれども、適切な表現としましては、「有資格者」の方が正しいかと思しますので、修正させていただきます。</p> <p>また、高齢者福祉のページで、「痴呆」という表現を 3 か所使っておりましたけれども、年末に厚生労働省の方から、今後、行政文書については「認知症」という表現を使ってほしいという文書がまいりましたので、この際修正をさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、最後の 24 ページ・26 ページのところには、「土地区画整備事業」と書いた表現がございました。「土地区画整理事業」の誤りでございましたので、改めて修正させていただきたいと思っております。</p> <p>以上の修正をさせていただいた上で、本日ご協議をいただき、早急に県との事前協議に臨んでまいりたいと考えておりますので、ご検討をお願いいたします。以上でございます。</p> <p>説明は終わりましたけれども、この素案につきましてご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。</p> <p>五個荘町の足立と申します。今回の議案の中で一番大切なまちづくりの項目であると私は認識しているのですが、合併建設計画については能登川町さん、あるいは蒲生町さんの皆様のご意見、そして 1 市 4 町での策定委員会の議論を踏まえていただいて、短期間に本当によくおまとめいただいたというふうに敬意を表するわけでありまして、1 市 4 町に加えて能登川町、蒲生町さんがお互いの立場に立って、魅力あるまちづくりということを検討いただいたということに対して、大変喜んでい一人でもあるのです。</p> <p>しかしながら、能登川町さんの皆さんの、例えば買い物であるとか、あるいは通勤・通学、すなわち商圈ですけれども、やはり近江八幡や京都方面、それからまた彦根方面の流れが多いように感じているわけでございますけれども、東近江市の中心と申しますと、にぎわいのまちというのは八日市市さんを中心とした形の流れだと思っているのですけれども、その流れがやはりちょっと少ないというふうに感じてい</p>
------------------------------------	---



議長	<p>いては、報酬等検討委員会において検討いただき、昨年11月25日の第14回1市4町合併協議会で報告がなされました。</p> <p>この財政計画を見ますと、1市2町での職員数が1,067人と、相当マンモス職員数になります。そして、15年間で200名の削減が見込まれるとありますけれども、単に1年間に直すと13~14名程度ということで、行革に結びつくものとは考えられない。また反面、採用計画に関しては何も示されておらない。</p> <p>そういう中で、職員さんは合併特例法により身分保障がなされておるといのはわかっております。この両者を考えた上での適正化計画なるものを示していただくことを要望したいと思います。</p> <p>特に私は、固定費にメスを入れなければ完全な行革にならないと思うわけでございます。合併は行政改革・財政改革の究極の手段であると言われている中で、職員の身分等の取扱いについて、各市町のラスパイレース指数を見ますと、またこれ、それぞれの市町において異なっております。単に水準の高いところに合わせるようなことは避けるべきであり、住民の理解が得られるよう十分検討していただくということを要望したいのですけれども、これにつきましては、1市6町の首長さんがおられますので、首長さんがおられる間に、失職する前に、一定の線を決めておいていただければどうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>今、首長がいる間というお話でございましたけれども、私から代弁させていただきたいと思っております。ご質問にもございましたように、200人程度の減員計画を立てておられて、これはつまり約15年間にわたって、一般行政職の退職者を366人と見込んでおりますけれども、そのうち新たに採用しよういたしますのは166名でございまして、366人辞めていく、166人は補充しようということをお考えしております。</p> <p>これは前から申し上げておったのですが、約10万都市ですと1,000名の職員が適当というふうに言われておられて、これは全国平均の数値でありますけれども、かなり専門性のある職員が10万都市なら大いに見つけ出せ、いい職員を得ることができるなというふうな思いもあり、10万都市の全国平均的な数値にもっていきたい。</p> <p>しかしながら、決してそれで満足しているわけではありません。おっしゃるとおり、行財政改革というのはこの合併の大きな狙いでありまして、これからは合併の「ある、なし」に関わらず、この改革というのは私ども、一時といえども忘れてはならない、常に念頭に置かなければならない言葉だと理解しております。人員計画につきましても、極めて厳しい緊張感のある中で、そういう気持ちで臨んでいきたい、こんなふうに思っております。</p> <p>そして、さらには、新市におきましてはいろいろな業務があります</p>
----	--

<p>野村 赤 一委員 (湖東町)</p>	<p>けれども、民間へ委譲できること、あるいは民間運営が可能なものは、できるだけそういうふうな方向へもっていきたいと思っております。</p> <p>職員につきましても、いい職員にどんどん「辞めてくれ」とは言えませんけれども、そうした勸奨制度も取り入れながら、一年も早い削減計画に到達できるような努力をしていきたいと思っております。</p> <p>それから、職員の給与の適正化については、単に水準の高いところに合わせるということは当然避けなければならないというふうに強く思っております。合併後の職階に応じた給料を設定してまいりたいと考えております。多くの住民皆様のご理解、ご支持がいただけるような、そういう方向でぜひ努力をしていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>湖東町の野村でございます。先ほどの五個荘の足立委員のご意見に関連して申し上げたいと思うのですが、このまちづくり計画、いわゆる建設計画は、本日審議をして、そのうえで合併申請までの期日のスケジュールで進められていくと思えます。そのことについては、もう期日もあることですから、内容等についてとやかく言うつもりは全くございません。</p> <p>ただ、私たちが1市4町でまちづくり計画を検討した時は、各まちを訪ねてお互いに勉強するところからスタートいたしまして、そして市民・町民からの公募の委員や大学の先生も含めて、深夜までいろいろ夢を語り合うところから始め、いろいろな検討をまいりました。まちづくりの目標・将来像、あるいは基本的な方向・キャッチフレーズ等も、言葉の一つひとつまでみんな委員が精魂込めて作り上げてきたと認識しております。</p> <p>そこで、新しく1市2町の合併検討協議会がスタートし、また協議会が進むわけですが、そうしたまちづくりについて、先ほど会長から、まちづくり協議会の連合会的なネットワークが必要というご提案があり、これは誠に適切なご提案だと思っております。この協議会の検討はまだまだ続くわけですので、お互いの意思疎通と言いましょうか、まちづくりについてのそれぞれのまちのことをよく知り、話し合う機会を、こういう場ではなく、別にまた場を設けていただいても結構ですので、1市4町とさらに2町の方との意思疎通と申しましょうか、そういうような場をつくっていただきたい。そして、お互いに新しいまちについてのいろいろな意見を交換し、先ほど足立委員が提案されましたようなことも含めて検討する場を設けていただければ幸いと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ただいまのご意見は、新しくまちがスタートした後の今後において</p>
<p>議長</p>	

野村赤一委員	<p>の課題という理解でよろしいか。</p> <p>1市2町が合併をするまでにとのことです。1市4町による東近江市がまず合併いたしますと委員は1市2町の協議会に残るわけですから、合併の2月11日と限らず、今後の検討の間にそういった意思疎通の場を設けていただければありがたいなと思っております。</p>
事務局長	<p>今、野村委員からご意見をいただきましたように、1市4町では、計画をつくるまでに、策定委員さんにタウンウォッチングということでご見学等もお願いしたわけですが、今回この計画ができましたあと、合併の期日までには相当期間もございますので、いろいろな機会をとらまえまして、今のご趣旨を反映したような事業等が組めればというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p>
居原田敏子委員 (能登川町)	<p>能登川町の居原田と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>建設計画の素案の中で、《住民が主役となるまちづくり》の中で、「男女共同参画社会の実現」の項目があります。これは質問というより要望という形で発言したいと思えます。</p> <p>私は現在、能登川町で男女共同参画リポーターということで携わらせていただいております。東近江市のまちづくり計画にも、男女共同参画計画の策定や啓発等の計画がされています。私たちが行っておりますリポーター活動は、連携団体としての活動で、自主的な学習活動とか啓発を行っております。</p> <p>少子高齢社会の中で、女性の社会参画は必要不可欠になってきます。参画社会実現のためには、行政と企業と一般市民の3つの立場から進めていかなければならない課題だと思います。そして、私たち一般市民もいろいろと勉強していかなければならないことも必要だと思っております。</p> <p>ぜひ、こういった内容についても、新市になってから今後ご検討いただきたく、ここに要望させていただきます。以上です。</p>
事務局次長	<p>今のご要望に少しコメントをさせていただきます。</p> <p>現在、1市4町東近江市の方では、各市町、リポーター制度というものも持っておりませんが、東近江市におきましては、新年度の予算におきましてリーダーの養成を行う予定をしております。人数的には約15名程度ということで、まだ試行的な部分がございますが、能登川町さんの男女共同参画リポーターの制度と今後調整させていただく必要が出てまいるかと思えます。まだ新たな取り組みでございますので、今後、地域の啓発に取り組んでいく時にいろいろご相談をさ</p>

議長	<p>せていただいて、より良いものとしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ほかにないようでございますので、ただいま説明をいたしました計画素案の修正案について、本日ご承認いただいた内容で県との事前協議に入りたいと思います。その後、第4回の協議会で最終的な確認をさせていただき、法定協議会を設置したあと再度お諮りしたいと考えております。</p> <p>つきましては、こうした趣旨から、本日は合併建設計画(素案)の承認につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。ご承認いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数でご承認をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで、休憩を挟みたいと思います。</p>
司会	<p>正面右にございます時計で、3時25分から再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>次第5番の提案事項に移らせていただきます。それでは、次回の協議会で協議をいただきます事項につきまして、本日8件の提案説明のみをさせていただきます。</p> <p>まず、協議第23号「合併の期日について」を事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、本日の議案の中の協議第23号をご覧いただきたいと思っております。「合併の期日」の提案をさせていただきます。</p> <p>まず、資料をご覧いただきたいのですが、合併の期日を決めさせていただく理由を6点ほどあげさせていただいております。</p> <p>まず1点目は、この協議会設立の時点でも申し上げましたように、市町村の合併の特例に関する法律が適用される期間内での合併施行を考える必要があるということで、17年3月末日までに県知事への合併申請を行いまして、18年3月末日までに合併を施行しなければな</p>

	<p>らないという制約がございます。</p> <p>2点目でございますが、このような期間を考慮いたしますと、1市2町でこの協議が整いましたうえでの合併議決につきましては、本年3月議会の定例会において行う必要がございます。合併議決をいただきました後につきましても諸手続きがございますので、1市2町での合併議決を経ました後、県議会の議決、県知事の決定、それから総務省の告示、官報への告示がされるわけですが、その期間は約6ヶ月が必要となるものでございます。また、その期間を含めまして、住民の方々への情報提供・周知期間等も必要でございます。</p> <p>3点目でございますが、議会議決をいただきました後、合併準備に入りますので、移行のための事務処理、条例の改正準備、人事、事務引継ぎ等に要する期間も必要でございます。</p> <p>4点目として、これは事務的なことでございますが、現在コンピューターを用いまして各事務を執行いたしておりますので、コンピューターの統合期間も必要でございます。現在、1市4町のコンピューターの統合を行っておりますが、昨年4月から実施いたしまして、現在1月でやっと統合ができるというような期間がかかるものでございます。議決後の4月から準備をいたしまして作業に取り組んでまいりましても、9ヶ月程度が必要であろうかと考えております。この電算統合ができませんと、住民サービス等で支障をきたす恐れがございますので、万全を期してまいりたいと考えております。</p> <p>5点目として、合併につきましては、今申し上げましたような電算システムの切り替えとか、事務所の移転等、職員の異動等がございますので、住民の皆さま方にご迷惑をかけないように、窓口が休業させていただいているような期間を利用する必要がございます。</p> <p>最後に6点目として、市議会議員の選挙を行っていただく必要が両町ではございますが、18年度の当初予算が審議をされます3月定例議会の期日までには実施をし、予算審議に間に合う合併をする必要がございます。</p> <p>以上のような理由の中で、合併の流れを図示して右の方にあげております。合併の期日を平成18年1月1日ということでご協議をいただきたいという提案でございます。以上でございます。</p> <p>ただいまの議案の内容について、不明な点がございましたら、ご質問をいただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>特にないようございましたら、次の提案事項に移ります。協議第24号「上下水道関係事業について」、事務局から説明いたします。</p> <p>協議第24号「上下水道関係事業について」のご説明を申し上げます。</p>
議長	
議長	
事務局長	

	<p>す。</p> <p>大きい調整方針といたしましては、上水道、下水道につきましては、東近江市の制度及び方針に統一させていただくものでございます。ただし、別に調整が必要な事業につきましては、各項目の右側に定めているとおりの調整内容とさせていただき提案でございます。</p> <p>まず、上水道でございますが、能登川町の上水道事業、蒲生町の上水道事業につきましては、東近江市の上水道事業として統一をして実施するものでございます。</p> <p>水道料金でございますが、能登川町、蒲生町の水道料金につきましては、東近江市全体の施設計画、財政計画に基づきまして料金を統一するよう、合併後段階的に調整をさせていただくものでございます。</p> <p>現在の料金の状況を以下掲げておりますので、参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、 3でございますが、料金と同じように入金がございしますが、これも料金の改定と合わせて合併後調整をさせていただきたいというものでございます。現在の状況をそれぞれ記載させていただいております。</p> <p>次に、下水道でございますが、この中で公共下水道につきましては、整備状況は東近江市の状況、能登川町の状況、蒲生町の状況をあげさせていただいております。下水道につきましては、集落排水事業もございしますので、後ほどご説明を申し上げます。</p> <p>公共下水道の使用料及びその算定方法・徴収方法については、合併時に東近江市の制度に統一させていただくものでございます。</p> <p>5の東近江市の欄の一番下には、参考といたしまして、現在調整しております内容での世帯ごとの料金試算をいたしておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、 6の農業集落排水事業でございますが、その中の施設整備につきましては、この表にあげているような地区で実施、整備済みでございます。使用料及びその算定方法・徴収方法につきましては、合併時に東近江市の制度に統一させていただくものでございます。</p> <p>7でございますが、新規の加入金について、蒲生町につきましては現行のとおりでございますが、能登川町につきましては現在規定がないようでございますので、合併時まで調整させていただくものでございます。以上でございます。</p> <p>ただいま説明いたしました内容について、不明な点がありましたら、どうぞご質問いただきたいと思います。</p> <p>蒲生町の福島です。農村下水道についてお尋ねいたします。</p> <p>私たち蒲生町には農村下水道の組合が5つあります。私は石塔の管理組合長を長年しておりますが、それで県や国なりの話で、だいたい</p>
議長	
福島賢治委員	

<p>生活環境部会 下水道分科会 長（浅野清市）</p> <p>福島賢治委員</p>	<p>農村下水道は使用者 1,000 人規模が一番適当だというふうな観点から、石塔・平林で、1,000 人はありませんけれども、1000 人近い人が農村下水道を利用しております。同じ蒲生町におきましても、人員の多いところ、少ないところ、いろいろな問題で、使用料なり権利金が異なってきております。</p> <p>そうした中で、私も勉強不足のところがあるのですけれど、聞いておりますと、湖東町・愛東町さんは全部農村下水だと聞いておりますし、八日市・五個荘・能登川あたりは、一部農村下水で一部公共下水だというふうに承っております。それが間違っていたらお許しをいただきたいのですが、同じ町内でも使用料なり加入金が相当違ってきておりますので、そうしたものを東近江市の中でどういうふうに調整されておられるのか。その点、もし差し支えがなければお知らせいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>生活環境部会の下水道分科会を担当しております浅野と申します。よろしく申し上げます。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>集落排水施設の使用料につきましてでございますけれども、より効率的な事業運営を進めるといふことと、合併を機に施設をそうした趣旨の中で一元管理をしていくという方針に基づきまして、17年4月から、提案のとおり統一することといたしております。</p> <p>具体的には、一般家庭用で基本料の 1,995 円に人数割といたしまして一人当たり 367 円を加算した額をお願いすることになるわけでございます。試算いたしますと、標準世帯 4 人家族の場合ですと 3,465 円ということになります。</p> <p>さらに、一般家庭以外の排水を有する施設、いわゆる店舗なり公共施設なり、そうした事業所の関係は、流入施設と申しますけれども、こうしたもの使用料につきましては、一口当たり 3,465 円という規定をいたしております。これについては農業集落排水の施設についての設計指針というものがございまして、それに基づきまして算定した口数を業種ごとに、算定した口数を乗じまして求めるというふうにしておるところでございます。</p> <p>次に、新規加入金の関係でございますけれども、接続工事費については当然ながら申請者負担となるわけでございますが、現在、一部役場へ納入されているところもあります。新規加入金については各管理組合が定められました額を組合に納入いただくという形をとっております。今後ともこうした今日までの経緯を踏まえまして、現行どおりということで行ってまいりたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。以上です。</p> <p>その調整方針はどのようになっていますか。</p>
--	--

事務局長	<p>今申し上げましたように、調整内容の内、料金につきましては、6の下の方の使用料のところに書いている金額で調整させていただいております。</p> <p>それから、それを試算いたしましたのは、7の参考のところに世帯の人員ごとに書いております金額になります。</p> <p>それから、加入金につきましては、今申し上げましたように、個々の管理組合で定められた額をそのまま引き継ぐということになっております。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次の提案事項に移ります。協議第25号「都市建設関係事業について」であります。事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第25号「都市建設関係事業について」の調整方針をご説明申し上げます。</p> <p>まず、大きい方針でございますが、建設及び都市計画につきましては、東近江市の制度及び方針に統一するものでございます。ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で各々別に定めるところでございます。</p> <p>まず1点目の建設につきまして、道路河川整備事業、道路の維持管理、道路認定基準及び再編、雪寒対策、公営住宅の設置の内容等を、3までで調整方針を示させていただいております。</p> <p>4のところでは、公営住宅の家賃につきましては、合併時に調整させていただくものでございます。ただ、合併前の入居者の家賃が著しく上昇することのないように、検討をしてみたいというふうな調整内容でございます。</p> <p>あとの項目につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの提案の内容について、不明な点がありましたら、ご質問ください。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次の提案事項に移ります。協議第26号「教育関係事業について」であります。事務局が説明を申し上げます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>協議第26号「教育関係事業について」でございます。</p> <p>まず、大きな調整方針といたしましては、学校教育及び社会教育については、東近江市の制度及び方針に統一するものでございます。ただし、別に調整が必要な事業につきましては、各項目で記載しておりますように定めるものでございます。</p> <p>1点目は、学校教育でございます。学校教育の方針につきましては、引き続き教職員の資質向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとするものでございます。</p> <p>幼稚園・小学校・中学校の学校施設でございますが、1から2に掲げているような校数を、現在それぞれ所有していただいております。その中で、幼稚園の運営方針・内容等につきましては、東近江市の制度に統一させていただきます。ただし、幼稚園の保育料・保育時間及び預かり保育の運営につきましては、合併時は現行のとおりといたしまして、平成18年度から統一するように調整するものでございます。</p> <p>3には、現行の幼稚園の保育時間、保育料の状況を、学校給食の状況等については、4の前半に掲げさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>次に、通園と通学関係のうち、通学区につきましては、現行のとおりとさせていただくものでございます。現在の幼稚園・小学校・中学校の通園・通学の区域につきましては、一番最後の資料1・2に各大字名・町名をあげまして区分されているとおりでございます。</p> <p>5奨学金でございますが、奨学金につきましては、蒲生町が奨学金の給付事業をお持ちでございますので、この件につきましては合併時まで調整させていただくという方針でございます。</p> <p>次に、6から社会教育の施設・事業等をあげさせていただいております。7はサマーキャンプ、成人式、市民大学の方針を記載させていただいております。</p> <p>8からは社会体育でございます。各種のスポーツ大会等の現行をあげさせていただいております。その中で体育指導委員につきましては、東近江市の制度に統一して設置していただき、運営をしていくものでございます。</p> <p>9につきましては、文化振興の文化祭の現状をあげさせていただいております。東近江市では、全域を対象とする芸術文化祭、それから地域ごとに行っていただいております文化祭がございます。能登川町、蒲生町につきましても、同じように文化祭を実施させていただいておりますので、現行のとおり引き継ぐことといたします。内容につきましては、東近江市の方針に基づきまして調整してまいりたいと考えております。</p> <p>10につきましては、美術展覧会等をあげさせていただいております。東近江市の中でも八日市の美術展覧会、五個荘町のてんびん</p>
-------------	--

	<p>の里を描く日本画コンクールについては、引き続き実施するというふうに調整をしておりますので、蒲生町の蒲生野を描く洋画コンクールにつきましては、合併時までには全体を見ながら調整させていただくものでございます。</p> <p>11につきましては図書館の状況、現在の開館時間等をあげさせていただいておりますが、東近江市に統一した内容で調整するものでございます。</p> <p>最後の2ページにつきましては、先ほど申し上げましたように、幼稚園・小学校・中学校の現在の学校区・園区をあげさせていただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま説明を申し上げましたが、何か内容に不明な点がありましたら、どうぞ。</p>
足立 進委員	<p>五個荘町の足立でございます。1市4町の時も今現在でも感じているのですが、やはり基本的な教育方針があつていろいろな事業というふうになると思うのですけれども、幸い今回、蒲生町さんと能登川町さんの合併に伴い、そういう基本的なものから出発をしていただけるような計画というものを、でき得ればお入れいただけたらというふうに思います。</p>
事務局長	<p>学校教育のところにも一部書いておりますが、教育方針につきましては、新市の教育委員会の方でお定めをいただくようになるかと思っておりますので、そちらの方でご検討いただくようになるかと思っております。</p>
足立 進委員	<p>というのは、合併してから基本方針が出るということですか。やはり、合併するまでに東近江市の教育方針というのはこういうものであるという、きちんとしたものをつくるということが必要ではないかと思うのですが。</p> <p>それと、やはり教育委員会関係がどうしても遅れているような感じを受けているのですけれども、その辺について事務局の方からご説明いただければ。</p>
議長	<p>これは難しいですね。教育の基本方針というのは、ある意味では新市がスタートして教育委員会の責任体制もきちんと確立された中で、新しい教育委員会がどういう方向をめざすのか、そこで策定されるものだというふうに思います。これまでの経過はそれぞれ町の中で持っておられ、例えば私学ですと「建学の精神」みたいなものがちゃんとあるわけですけれども、今回は新しい体制がスタートしないと、そのところは無理ではないでしょうか。</p> <p>意味はわかるのですよ。それまでにかっちりと目標を立てておいて、</p>

<p>事務局長</p>	<p>それに向けて体制を整えていくというのがやはり必要なのではないかなど。それはそうだということはいくつもあるのですが、事務局、どうですか。</p> <p>ご意見はよくわかるのですが、現在、教育行政の法律がございまして、施設関係は市長部局で、ソフト関係は専門の行政委員会である教育委員会でご決定をいただくというふうになっております。新市発足後の教育委員会でご決定をいただき、それから蒲生町、能登川町が参加されたあと、また教育委員会でご決定いただくと、それが現在の流れではないかというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>足立 進委員</p>	<p>住民の方々にしても、子どもたちにしても、東近江市になるという大きな夢・ビジョンを持って、待ちに待っていると思うのです。やはりそういう部門においても、じゃあそれは今までの各市町の教育の考え方でいきましょうというような、何と言いますか、ちょっと申し上げにくいのですが、その辺の部分はちょっと僕も残念なような気がします。これは今日提案の議題でございますので、できましたらまた改めまして、先ほど申し上げました能登川町さんと蒲生町さんとの合併のこういう機会があるわけですから、できましたらそういうような方向でお願いしたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにありませんか。</p>
<p>田中敏彦委員 (八日市市)</p>	<p>八日市の田中でございます。今の足立さんのご意見をお聞きして、私も要望として付け加えておきたいのですけれども、やはり教育というのは一番根源、大事なところで、新しく市になる中でひとつお願いしておきたいのは、理念的なものと言うか、そういうものとして、やはり愛郷土心、東近江市はみんなが誇れる、誇り得るふるさとだという、そういうことを根本的に植え付けるような教育方針を出していただきたいということを要望させていただきます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ぜひまた次の協議にご議論いただきたいと思っております。 ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでしたら、次の提案事項に移ります。協議第27号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」であります。事務局が説明いたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、協議第27号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」の提案をさせていただきます。</p> <p>まず、資料の方からご覧いただきたいのですが、資料1であげておりますように、東近江市は17年2月11日に合併施行をするわけですが、現在、1市4町で議員さんの定数は72名で、実員70名が在職されておられます。この議員さんにつきましては、17年10月31日まで在任特例を使わせていただくようにご決定をいただいております。その後、各1市4町に選挙区を設けまして、24人の議員さんを選挙していただくわけですが、</p> <p>そこに能登川町・蒲生町がご参画をいただくわけですから、法律的には資料3にあげているような3つの方式が考えられるわけですが、</p> <p>まず1点目が、地方自治法第91条を使いました定数の決定方法、それから定数の特例を規定しております市町村の合併特例法第6条の規定、これは定数特例と申しておりますが、その特例を使う方法、それから、先ほど申し上げましたような在任特例を使う方法、こういう3つが考えられるわけですが、</p> <p>そういう中で種々ご検討をいただきまして、東近江市1市4町が合併する時点で検討をいただきました選挙区を設ける、それから合併の目的でもある、以前にもお話が出ておりました行政改革を推進するということで、上限の法定数30名から24名に一挙に削減をしていただいております。その精神を引き継いでいただくということで、今回、地方自治法第91条、本来の法律を適用させていただきます。上限は、10万人以上20万人未満の市ですと34名まで自治法では認められているわけですが、1市4町でお決めいただきました経過を踏まえまして、能登川町、蒲生町の議員を選ぶ方法といたしましては、その34名以内で定数を増員するという手法で提案させていただきます。</p> <p>提案の内容でございますが、東近江市の議会議員の定数につきましては、地方自治法第91条第5項の規定に基づきまして、現在決っております24人の定員に9人を増員するというものでございます。</p> <p>その9人の内訳でございますが、合併後最初に行われる選挙に限りまして、能登川町及び蒲生町の区域に選挙区を設けまして、増員選挙を実施させていただく。各選挙区の定数につきましては、能登川町の区域の選挙区は5人、蒲生町の区域の選挙区は4人とさせていただきます。</p> <p>それを図示したものが資料1の中ほどにございますが、先ほど提案させていただきます合併の期日平成18年1月1日以後50日以内に能登川町、蒲生町の各選挙区で増員の選挙をいただきまして、5人、4人をお決めいただく。</p> <p>その方々が24人の東近江市の議員さんとともに、33名で議会を運営していただく。これは平成21年10月31日までの、最初の選</p>
-------------	---

議長	<p>挙の任期の期間とさせていただいて、その任期満了後の選挙は、当初の東近江市の方針でございます定数24人で選挙をしていただいて、議員を決定いただくと。このような考え方で提案をさせていただくものでございます。以上でございます。</p> <p>何かご質問がございましたら、どうぞ。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようでございますので、協議第28号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に進みます。事務局から説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第28号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。</p> <p>まず、資料をご覧くださいなのですが、資料1で東近江市の状況、能登川町、蒲生町の状況をあげさせていただいております。東近江市につきましては、合併後17年7月19日まではそれぞれの市町の農業委員会が存続いたしまして、7月20日から1つの農業委員会にさせていただくという調整方針になっております。その時点での選挙による委員の定数は25名でございます、各選挙区ごとの選出委員は、一番下の左の方に掲げているような委員数をご決定いただいております。</p> <p>また、能登川町、蒲生町につきましても、7月19日が任期満了でございますので、そこで委員を選んでいただくわけでございます。</p> <p>農業委員会の委員の定数及び任期の考え方につきましては、これも3つの方法がございまして、資料2にあげさせていただいております。</p> <p>まず、農業委員会は1市町村に1つということが、地方自治法及び農業委員会等に関する法律の原則でございます。</p> <p>それから、農業委員会の設置の特例では、市町村の区域が著しく大きい市町村、または農地の面積が著しく大きい市町村については、2つ以上に分けるという方法もございまして、この場合は、どの市町とどの市町をどういう区域に分けるかというのがなかなか難しいので、この方針では1つの農業委員会を置くということで検討させていただいております。</p> <p>まず、1つの農業委員会を置く場合は、原則的な法則では、合併いたしますと編入される側の市町につきましては、その委員さんが失職ということで身分がなくなるという方法が1つ。それから、特例法の在任特例を適用して、編入側の任期の間、定数が40人を超えない範囲内で定めた人数で存続、身分を引き継いでいただくという方法。その2つがございまして、</p>

	<p>それから3つ目は、先ほど申し上げましたように、2つに分けてということと、従前の区域でそのまま引き継ぐという方法がございます。</p> <p>それを図示したものが資料3、4、5にあげさせていただいております。</p> <p>この中で調整をさせていただきましたのは、資料4にあげておりますような、1つの農業委員会にまとまっていただくということで、在任特例を使って加わっていただくという方向でございます。その場合、東近江市の定数25と選挙人の数、それから能登川町、蒲生町の選挙人の数等を比較したものが資料6にございます。</p> <p>その中で、比例によりまして定数を割り出した数値が、下の表の中ほどにございますように、東近江市が5.08、能登川町が4.56、蒲生町が5.05というふうになったわけでございます。それで、各町の定数を、東近江市25というのは決まっておりますので、能登川町、蒲生町は5ずつ、特例を使いまして加わっていただくということで、合計35人の委員さんを存続させるという方針でございます。</p> <p>それをまとめましたのが、一番最初の鑑の下に書いているような提案内容でございます。</p> <p>まず1番目には、能登川町及び蒲生町の農業委員会は、東近江市の農業委員会に統合するというものでございます。</p> <p>2点目、委員の数でございますが、能登川町及び蒲生町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、能登川町及び蒲生町について各5人の委員が、東近江市農業委員会の委員の残任期間(平成20年7月19日)東近江市農業委員会の委員として引き続き在任するものでございます。この場合、在任する委員は、能登川町及び蒲生町の現在の農業委員会で互選いただきまして選出していただくということでございます。</p> <p>合併後の一般選挙につきましては、それまでの期間で定数・選挙区について決定していただいて実施するという提案内容でございます。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>内容につきまして、おわかりにくい点がありましたら、どうぞ。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>特にないようでしたら、次の提案事項に移ります。協議第29号「一般職の職員の身分の取扱いについて」であります。事務局から説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第29号「一般職の職員の身分の取扱いについて」でございます。一般職の職員の身分につきましては、市町村の合併の特例に関する</p>

議長	<p>る法律第9条の規定に基づきまして、すべて東近江市の職員に引き継ぐものでございます。職員の任免、給与その他身分の取扱いにつきましては、東近江市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものでございます。</p> <p>資料といたしまして、1市2町の状況をあげさせていただいております。平成16年4月1日現在であげさせていただいておりますので、東近江市の欄は1市4町の合計の数でございます。</p> <p>それから、下の方には年齢別の職員構成も併せて記載させていただいております。</p> <p>面積は少し違いますが、人口規模が同じ県内の彦根市・草津市の状況の職員数をあげさせていただいております。東近江市と両市の間では、面積が4倍、8倍というふうに少し異なりますので、そのまま数として合わすわけにはなかなかまいらないかと思いますが、先ほど建設計画の中でご質問がございましたように、適正な執行をしていくという提案でございます。</p> <p>提案内容は、先ほど申し上げました2点でございます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>何か内容につきまして質問がございましたら、どうぞ。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次の提案事項に移ります。協議第30号「特別職の身分の取扱いについて」を、事務局から説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第30号「特別職の身分の取扱いについて」の提案でございます。</p> <p>能登川町及び蒲生町の特別職につきましては、法令の規定に基づきまして、合併の日の前日に失職するものでございます。ただし、非常勤の特別職のうち、引き続き設置の必要があるものにつきましては、合併時点までに調整をいただきまして、存続等をご決定いただくものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>何かご質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでございます。</p> <p>それでは、ただいま提案申し上げました8件の事項につきましては、次の協議会でご審議をお願い申し上げます。</p>

<p>司会</p>	<p>不明な点やご質問等がございましたら、ご遠慮なく事務局なり、また、それぞれの各市町の担当者にお尋ねいただきたいと思います。</p> <p>それでは、次第第6番のその他であります。事務局から報告いたします。</p> <p>次回第4回目の協議会の開催につきまして、報告させていただきます。期日は2月1日(火)でございます。時間は午後2時から、会場は永源寺町の地域産業振興会館となっております。なお、傍聴人数は40名を予定しておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上であります。今日は大変長い時間、慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p>
<p>鈴村重史委員 (愛東町)</p>	<p>愛東町の鈴村でございます。大変皆さんご苦労さまでございます。</p> <p>今日はいつにない疑問とか要望がたくさん出されたように思います。そのたびに事務局が回答されたわけでございますけれども、それはあまりにも時間がない、またそして、内容の検討がされずに事務調整のみをされたように思うような回答が少々あったように思います。</p> <p>事務局も年末年始を返上して事務調整の書類をがんばってつくられておられたところを私は多々見ておりますし、本当に事務局が気の毒だなというふうに感じました。</p> <p>今後、それぞれの市と町の夢と希望のあふれる合併、またまちづくりを進める中で、あまりにも時間をかけないで議論を進めていると、もっと十分な議論をされるべきであって然りというふうに思うわけでございます。</p> <p>ですから、事務局サイドのいろいろな苦労の場面も考えますと、2月1日の協議会をたとえ少しでも遅らせて、十分な議論のうえでスムーズな合併議論を進めたらどうかというふうに思うわけでございますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご心配をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>十分なお議論を協議会でもしていただく方法もございます。また、今後お持ち帰りいただきまして、各市町で十分なお議論をいただきまして、またそのようなご意見を次の協議会でお出しいただき、ご検討をいただければありがたいと思いますので、できますれば、予定どおり2月1日に第4回目の検討協議会をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、副会長であります前田清子五個荘</p>

<p>副会長 (前田清子五個 荘町長)</p>	<p>町長がごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、朝からの雪によりまして大変お出にくい中を、第3回東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会のご協議、ありがとうございました。</p> <p>本日提案させていただきました合併期日など、やはり今おっしゃっていただいたような、時間がないと言えない、しかし、熱意でこの時間というのは補足できると思っております。皆さまの熱い議論、そして熱意によりまして、何とか新しい大きな、スケールメリットのある新市になりますように、皆さまのご協力をお願い申し上げます。</p> <p>やはり、JRや琵琶湖、また蒲生野などを取り入れた、将来の子どもたちが何よりも「いいまちをつくってくれた」と、その感謝の言葉が聞けるように、ここの皆さまにご協議を願っているわけでございます。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>なお、当学習センター3階の近江商人博物館では、当町の名誉町民であります日展理事の中路融人先生の素描展を開催しております。お帰りの節にはぜひともご覧くださいませ。また、当町を訪れていただきました著名人から、新市誕生・町制施行50周年記念のお祝いメッセージを寄せていただいております。ロビーに掲示しておりますので、ご覧いただければ幸いです。</p> <p>雪の中でお帰りには十分お気をつけてください。本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、第3回合併協議会を終了させていただきます。大変ご苦労さまでございました。</p> <p>次回第4回合併協議会をよろしく願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(閉会)</p>